

**時事新報定價**  
 時事新報一年三百六十五日一日モ休刊セテ其代價選  
 送料廣告料ハ左ノ如シ  
 ○一箇月前金五十圓 ○三箇月前金一圓五十圓 ○六箇月前金三圓  
 ○一箇年前金六圓  
 ○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送致スルモノニ限り右定價ノ外ニ一箇  
 月二十六圓ノ送料ヲ申込テ

**時事新報廣告料前金**

一行五十字	一行二行	一行三行	一行四行	一行五行
一行十行	一行二十行	一行三十行	一行四十行	一行五十行
一行六十行	一行七十行	一行八十行	一行九十行	一行一百行
一行一百一十行	一行一百二十行	一行一百三十行	一行一百四十行	一行一百五十行
一行一百六十行	一行一百七十行	一行一百八十行	一行一百九十行	一行二百行
一行二百一十行	一行二百二十行	一行二百三十行	一行二百四十行	一行二百五十行
一行二百六十行	一行二百七十行	一行二百八十行	一行二百九十行	一行三百行

時事新報

製造權の疑問

國と國との約束にて商賣貿易の便利を計り預め事の  
 全局を想像して細大の手續を設け後日に争の起ると  
 否からしめんが爲め之を明文に寫して其約を互換する  
 ものを通商條約と稱するなり倍又通商條約の明文に基  
 き實地交易を開くに於ては錯雜なる商業界の常として  
 意外外邊に又意外の事を生じて其事の處分を明文に所  
 するも明文豫め能くこれを盡さざれば却て實際の紛議  
 を助けて其争の決せざるを非ず此時に際し事の  
 是非を裁判し一刀兩斷の決を下すものは國の主權を  
 ならざれども歐米諸國の東洋に對する國交際は一國  
 則の屬ありと申すは彼の人民が自國法法律を携へ來  
 り躬ら其法權の下に居然として動もすれば正當の範圍  
 外に出出し以て他の權利を妨るの一事なり故に雙方  
 の交際上に何う事件と生じ時として條約の明文外に互  
 るふとあるに當りても東洋國は毎に容易ならざる困難  
 を被る者なり我輩の嘆する所なり

其一例を擧げんに通商條約の明文として條約國の臣民  
 互に條約港來往居住して商賣に従事するの權利あり  
 ると勿論なれども謂ゆる商賣とは如何なる區域の内に  
 在て又如何なる種類のものなるか判然たらず、各國條  
 約に於ては或は「商業上の目的を以て往來交易を  
 互約す」と云ふ文字もあつた或は「産業と營手工に従事  
 するを許可すべし」との文句もあり又は「總ての商品を  
 輸入し賣買し併に輸出するの權利あり」など云ふの類  
 その言葉と意味と大同小異にして要するに商賣の權を  
 許可したる者なれども從來の條約文に於ては外國人  
 居留地に製造業を起すを禁止したる明文もなく去逆又公  
 然と其權利を與へざる特許もなく許否共に漠然にして  
 一語の之に及ばざるは最極條約を結ぶの際に雙方孰れ  
 も心附ずして洩したるものならんや云ふ然りと雖も我  
 輩が歐米西洋諸國の爲めに代言して通商の目的は元來  
 兩國の商業を擴張するに在る者なれば製造も通商中  
 の一部門として之を營ひ且決して不都合ある可からず  
 日本は生絲を賣出せて歐洲へ送り再び之を絹織物に製  
 して日本へ送り戻すも或は横濱に工場を設け日本内地  
 に對し之を割て他は原料の儘若くは製品として西洋  
 に輸出したれば雙方の利益の上もなまならず或は  
 日本は近年洋服流行盛にして羅紗の需要甚だ多  
 由かれども羅紗の舶來の製品にして遠々西洋より取寄  
 するは不便なるのみならず船地積荷の不向きも有りて  
 殊に羅紗其船積荷の羊毛を一旦歐洲に運搬して又  
 や其羅紗を日本に送り來るは運賃の損失亦少からざる  
 が故に歐洲産の羊毛を直に日本へ輸入して日本の内地

に羅紗製造を營むとすれば日本人は廉價にして品質の  
 上等なる洋服を着し得るの利益ある可し一步を退き前  
 條の絹織物は直接に内地の製造者と競争して之を壓倒  
 せんとするの嫌あれども羅紗製造に於ては原料あり器  
 械あり若くは資本職工まで悉く之を西洋より取寄せ一  
 物も日本人に迷惑を掛けざるのみか製造所を起すべき  
 居留地には治外法權行はれて恰も本國に居るに殊なら  
 ざれば製品を西洋より送り來るも或は元料を取寄せ日  
 本に於て之を製品に改むるも五十歩百歩共に大相違あ  
 る可からず云々の口辭を設け日本の稅權法權の外に立  
 て製造業を計るとすれば其結果如何なるべきや同じ治  
 外法權の一國ある支那に在りて五十年前日耳曼の商  
 人が上海の居留地に絹織物の製造所を起さんとて右  
 の如き口實を積み支那政府に要求し特に日耳曼公  
 使ブランド氏は其間に周旋して外國貿易の爲先に開き  
 たる居留地なれば貿易の製造所と建つるは外人の權  
 利なるべしと主張し數回の掛合に及びたれども總理衙  
 門の堅く執りて之を聽かざりしが故に其事中止となり  
 たるは豫て我輩の知る所なりしに先頃の報に英人グ  
 ントなる者上海の近傍に於て木綿紡績の業を起さんと  
 欲し株と募り土地買入に着手せんとしるに支那道臺  
 は北洋通商大臣の命を受け之を差止められども未だ全  
 く結局に至らざる由を開けり此又類するの事は獨り支  
 那に限らず既に日本に於ても一昨年中外國人が府下築  
 地の居留地に在て清酒釀造に着手し又新潟の支那人が  
 同一の手段に依て一時内地の造酒家を苦めたる事あり  
 しに當時孰れも其國々公使領事内々の計らひにて彼等  
 自身に廢業し幸にして表沙汰に至らざりしも此際若し  
 も北京駐在の日耳曼公使が上海絹織物の製造を起さ  
 んどしたる自國の商人を庇護しるが如く我國駐在の  
 外國公使領事も其邊の考ありらば事の結局斯くまで  
 迅速ならざりし我輩の信する所なり而して今後外  
 國貿易の進次第に錯雜して利害の關係多端なるに至ら  
 ば外國人の公然來て我居留地に製造所を起さんとす  
 者もあらん或は又内地の商人にして利の爲めに起て助  
 くる者もあらん斯くて其趣入紊れて時に表沙汰の談判  
 あるに際し倍製造云々の文字は條約の文面に明瞭なら  
 ず即ち争の起る所以ならんやなれども今の國交際は情實  
 を以て己れを枉げ己れを屈すべきの時節あらねば條約  
 文を製造云々の文字なきは乃ち外人は居留地内に自由  
 製造の權なき證據と看做し之を許すと許さざるとは唯  
 一に日本國の利害如何んに訴へて斷じて之を行ふの決  
 心は豫め當局の人の方寸中に存せんと我輩の祈る所  
 なり

○大藏省告示第百十五號  
 八戶第百五十國立銀行ノ儀明治廿一年九月八日ヲ以テ  
 東京府下日本橋區青物町二十番地ニ支店ヲ設置ス  
 明治廿一年九月十一日 大藏大臣伯耆松方正義  
 ○公使館移轉 朝鮮國公使館ヲ煙台區中六番町四十九  
 番地ヘ移轉セリ  
 ○代官ノ廢業及死亡數 本年一月一日より同六月十日  
 迄の六月間に代官ノ廢業セシ者四名、死亡セシ者二  
 名なり  
 ○傳染馬病 熊本縣に於て去月二十四日より同三十日  
 に至る一週間炭疽病ノ罹リ斃死したる馬の頭數は牝牡  
 合せて二十五頭内上益城郡六、下益城郡十三、飽  
 田郡一、託麻郡に五にして未だ病毒の減退を見ず依  
 て専ら消毒ニ從事セリ(熊本縣)

官報

○議官の歸京 町田、森山、中嶋、宮本、千家の各元老院  
 議員は過般來旅行中ありしが就れも此程歸京したるよ  
 しなり  
 ○今立書配官 清國北京公使館在勤を命せられたる公  
 使館書記官今立吐辭氏は昨日横濱解纜の西京丸に搭し  
 て任所に赴きたるよし  
 ○正金銀行の御用外國爲替 從來正金銀行が政府より  
 資金を預り之を以て生絲等の輸出品に對し荷爲替を取  
 組み又は外國爲替を買入れて地金銀の輸入を計り右資  
 金の預り高は一時二十萬圓の巨額に達したるよし  
 ありて之れには利息を要せざる其の上に御用外國爲替に  
 は別に手續料を受取りたれば同行の利益は莫大として  
 世人をして奇怪の思をなさせしめたることも寡からざり  
 しがこれは必竟政府が不換紙幣の下落を回復して兌換  
 券を發行するの目的を以て其準備金と集めんとすの政略を  
 執りしるが爲め先其餘餘の一時専ら同銀行の金庫を潤し  
 ざるも止る次第なれども今や兌換の幣制も定まりざる  
 を以て政府も其政略を一變し巨額の資金を出し同行を  
 して荷爲替の取組又は外國爲替の買入等に由り地金銀  
 を輸入せしむることを止め前號の時事新報記載した  
 る通り御用外國爲替の手續料をも廢したれば同行の營  
 業は大に其區域を狭めたる趣にて世間には同行は日本  
 銀行に合併する歟或は與業銀行と改稱するならん杯の  
 風説を傳ふるものもあるに至りしれども尙は聞か所  
 據れば同行の營業區域を狭めざるは相違なきことと  
 從前の盛況を保持するには更に新業務を興さざるを  
 得ざる事情もあらんやなれども人民外國爲替の事業は日  
 に増し擴張する有様にて外國公債の元利、海外公使  
 館の費用及び海陸軍器買入代等に對して取組むべき御  
 用外國爲替の金額も一箇年凡そ六百萬圓もあるか  
 と云へり

○國府津、湯本間鐵道馬車の紛糾 四五年來都下紳士  
 の間に溫泉入湯の一事は非常の流行となり今も格別富  
 豪の人にあらざるも一年中の樂として暑中には必ず  
 一度位出掛くるの有様にて是まで人の行き通ふものも  
 無かりし山村僻地も急に入馬熱の地となりし者少  
 うらざる中にも東京より國府津までの汽車開けし以來  
 箱根溫泉の繁昌は一層及て溫泉客の出入も中々多けれ  
 ば國府津より湯本まで馬車鐵道を敷設せば此等の人の  
 爲め又便利ならん從て會社の繁昌疑ひなしとの事にて  
 遂に去る頃株金の募集に着手し其の半ば以上は既に募  
 集済みとなりし今日種々の事情ありて昨今紛糾を生  
 じ株券は大に下落を來し重なる株主は皆半價位にて  
 賣出を爲すの有様なるより同地方にては田舎空氣に發  
 起人の言葉を信じて多年辛苦して蓄積せし金を出し之れ  
 に依りて安らかし生活を立んとせしものは按て外れて  
 此頃は斯る始末なるより中には大に憤怒の模様なりと  
 同地方より歸りし人の物語

○鐵道の鐵道 鐵道會社の鐵道敷設工事は本年中  
 に完成せしむる見込の由なりしが今聞か所によれば同  
 工事は目下各線路の築堤工事中にて鐵軌及機關車等は  
 來る十月頃には到着する筈なれば夫れより鐵軌の敷設に  
 取掛りて汽車の運轉を始める明年の三四月頃にも至  
 るべしと云ふ又同鐵道は追々延長して土佐迄敷設す  
 るの考案あり已に白根愛媛縣知事も同感を抱居りて  
 同知事は本年に一大公園を敷設し將來は遊藝の場所に  
 充て永く同地の繁

雜報

○豊筑興業鐵道會  
 り退々加入の申込  
 絶し發起人總會に  
 より少しは申込  
 ○大垣水害の慘狀  
 とも云ふ可き有様  
 忍びざる話も多  
 じありし大垣下郷  
 配さん去る七日  
 々家財を携へて退  
 減水するを見る  
 留工事の全か  
 除するやら米麥  
 ても我家と思へば  
 たる壁など取  
 そく手筈も調  
 日の暴風に家屋  
 次第に乙海より  
 十一日の十時頃  
 侵入し來りしか  
 出では出でざる  
 なる悲しき、折  
 ものとなりけ  
 て泣き叫ぶより  
 て子や孫の足手  
 のもあつた以上  
 人々は之を救  
 箇村總代二十八  
 願する所ありた  
 ○新堀開鑿の計畫  
 、金星、正直の五  
 魁の害を避るよ  
 の議の數十年前  
 する大工事なる  
 來りしが年々の  
 きは甚しき損害  
 事を起す事又決  
 の内保廳へ請願  
 々新堀開鑿に著  
 豫算にして之を  
 戸に過ぎず境  
 附金を募集する  
 ○甲斐源氏舊趾  
 立郡川口村にて  
 今度出來しる  
 長依田孝氏を  
 標は洋風の柱状  
 編輯局長、書は  
 ○伯州二郡の人  
 安裁判所出張所  
 ざる舉動を演じ  
 人民よて其騒動  
 聞く所と據れば  
 亦治安裁判所出  
 府の儀を縣知事

○國府津、湯本間鐵道馬車の紛糾 四五年來都下紳士  
 の間に溫泉入湯の一事は非常の流行となり今も格別富  
 豪の人にあらざるも一年中の樂として暑中には必ず  
 一度位出掛くるの有様にて是まで人の行き通ふものも  
 無かりし山村僻地も急に入馬熱の地となりし者少  
 うらざる中にも東京より國府津までの汽車開けし以來  
 箱根溫泉の繁昌は一層及て溫泉客の出入も中々多けれ  
 ば國府津より湯本まで馬車鐵道を敷設せば此等の人の  
 爲め又便利ならん從て會社の繁昌疑ひなしとの事にて  
 遂に去る頃株金の募集に着手し其の半ば以上は既に募  
 集済みとなりし今日種々の事情ありて昨今紛糾を生  
 じ株券は大に下落を來し重なる株主は皆半價位にて  
 賣出を爲すの有様なるより同地方にては田舎空氣に發  
 起人の言葉を信じて多年辛苦して蓄積せし金を出し之れ  
 に依りて安らかし生活を立んとせしものは按て外れて  
 此頃は斯る始末なるより中には大に憤怒の模様なりと  
 同地方より歸りし人の物語